別表第九号様式中「印」を削り、同様式注２を次のように改める。

２　法人の場合は、名称及び代表者名を記入すること。

別表第十二号様式及び別表第十四号様式中「氏名㊞」のように記入・押印」を「氏名」のように記入」に、

氏名	フリガナ（姓）	（名）
	漢字（姓）	（名）　印
	氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。	

を

氏名	フリガナ（姓）	（名）
	漢字（姓）	（名）

に改める。

別表第十五号様式中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「とし、代表者が氏名を記載したときは、押印を省略できる」を削る。

別表第十六号様式中「㊞」を削る。

別表第十七号様式及び別表第十八号様式中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「とし、代表者が氏名を記載したときは、押印を省略できる」を削る。

別別表第十九号様式中「㊞」を削る。

別表第二十号様式から別表第二十二号様式までの規定中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「とし、代表者が氏名を記載したときは、押印を省略できる」を削る。

（工事担任者規則の一部改正）

第三条　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六号中「（自筆で記入したときは押印を省略できる。）」「（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」及び「㊞」を削る。

別表第六号の二中「（学校長が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印」を削る。

別表第七号中「㊞」を削り、「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる」を削る。

別表第十号及び別表第十二号中「氏名㊞」のように記入・押印」を「氏名」のように記入」に、

氏名	フリガナ（姓）	（名）
	漢字（姓）	（名）　印
	氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。	

を

氏名

フリガナ（姓）	（名）
漢字（姓）	（名）

に改める。

附則別表第一号中「㊞」を削る。

（第一種指定電気通信設備接続会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「代表者の役職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印」を「代表者の役職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」に改め、「（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を削る。

一　第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）別表第三

二　第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）別表第四

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第五条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「㊞」を削る。